

令和 7 年 11 月 30 日

## 資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

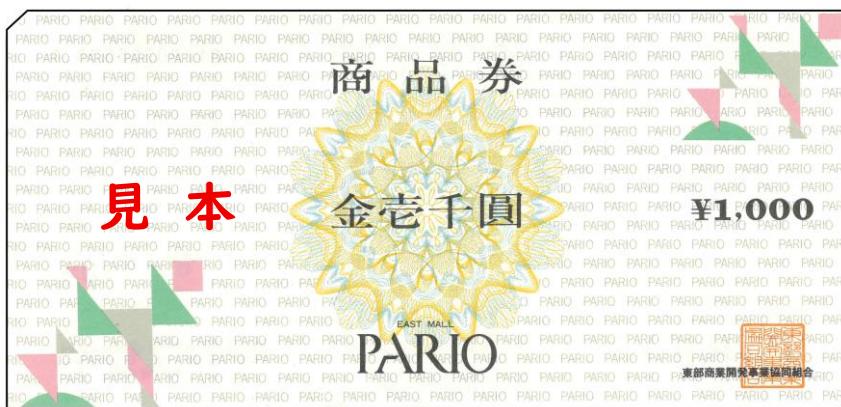
平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、東部商業開発事業協同組合発行の「商品券」につきましては、令和 8 年 2 月 1 日(日)をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき払戻しを実施させていただきます。

未使用の「商品券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

### 1, ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

#### 商品券



### 2, ご利用終了日

令和 8 年 2 月 1 日(日)まで

### 3, 払戻しの申出期間

令和 8 年 2 月 2 日(月)～令和 8 年 4 月 30 日(木)

受付時間は、午前 10 時～午後 5 時まで(休館日は除く)

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除外されます。

### 4, 申出及び払戻しの方法

東部商業開発事業協同組合パリオ事務局に未使用の商品券を持参して下さい。

確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

### 5, お問い合わせ先

東部商業開発事業協同組合 パリオ事務局

〒910-0852 福井県福井市松城町 12 番地 7 号

電話 0776-25-8800 <http://www.pario.jp>